

志摩市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模事業者等(以下「事業者」という。)が第3条に規定する資金の融資を受けた場合において、市がその融資に係る利子の一部を補給することにより事業者の育成及び産業の振興に寄与するとともに資金の円滑化を図ることを目的として志摩市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者であって、次条に規定する資金に係る融資実行日が平成30年4月1日以降のものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 個人にあつては住所を有する市区町村の税に、法人にあつては本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 商工会又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること。

(補助対象資金)

第3条 補助金の交付の対象となる資金(以下「補助対象資金」という。)は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)により融資される資金のうち、次に掲げる資金とする。

- (1) 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
- (2) 生活衛生改善貸付

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象資金に係る利子の初回返済日の属する月から12箇月とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付申請日の属する年の前年1月1日から12月31日までの期間において返済を行った利子合計額で、融資利率が年1パーセントを超える場合にあつては年1パーセントとして計算した額とし、年1パーセント以下の場合にあつてはその全額とする。ただ

し、当該融資の元本の返済が遅延したことに伴って生じた利子の増額分は、対象としない。

2 前項の規定により算出した金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象資金における補助金の額の上限は 20 万円とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

は、市長が別に定める期日までに志摩市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、補助対象期間が複数年度にわたる場合においては、各年度においてこれらの書類を提出しなければならない。

(1) 借入金の償還表の写し

(2) 公庫が発行した利息支払証明書

(3) 個人にあつては、住所を有する市区町村の税に滞納がないことの証明書

(4) 法人にあつては、本市の市税に滞納がないことの証明書

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により交付申請書等の提出があつたときは、

これらを審査し、申請者に対して志摩市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、規則第 9 条

の規定にかかわらず、同条の規定による実績報告書を省略することができる。

(補助金額の確定及び支払)

第 9 条 市長は、規則第 10 条の規定にかかわらず、第 7 条の規定による通知をもって、規則第 10 条の規定による通知をしたものとみなす。

2 市長は、前項の規定により交付の確定を受けた者から補助金の請求があつたときは、確定した補助金の額を支払うものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項につい

ては、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 8 月 11 日告示第 166 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 30 日告示第 160 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の特例)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 2 条に規定する補助対象者であって、令和 4 年 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において返済を行っている場合は、第 4 条の規定の範囲内において当該期間の利子合計額を翌年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において返済を行った利子合計額に加えることができる。